

月二十五日本協會定期總會に於て言明し居れるも、右の虚偽なること既に明白にして、曾に自らの非違を糊塗せんとするのみならず、會員を欺罔するも亦甚だしきものと謂はざるべからず、苟くも失業救済金として法律による寄附金中より其目的を同じうせざる金比羅社建設に獻金せんとするは不法なりといふべきのみ。

(三) 昭和九年一月二十五日定期總會に於ける尾崎常務理事の曠職

尾崎常務理事は業務擔當専任理事として、定期總會に於ける全般の事業並に會計の報告並に質問に答ふべき責を有しながら、叙上會計事務に關しては、殆んど其従業員と共に満足なる答辯を爲す能はず、且又討議に對する辯明を爲す能はざりし事實は、殆んど關係諸官廳に於て承知せらるゝ處と信ず。

従つて其の會計事務の答辯、並に辯明を爲す能はざる不正不法の財産處分に對して不信任を稱べられ、遂に之を理由として都竹顧問理事其他の従業員と共に、免黜の決議を與へられ、總會に於ける出席會員中従業員を除き會員三百名の決議賛成を浴

び且又委任狀による採決に於て、絶對的多數を以て免黜可決となりたるに拘らず、恬然として常務理事の業務を執行し、剩へ暴力團員を雇入れ會員を威嚇したる事實は、之亦警察官廳の實證する處なり。

苟くも海員協會常務理事として、如斯醜態を以て尙且つ地位を固執せんとする品性劣悪なること、既に批判の限りにあらず。

監督官廳に於て斷乎たる御處分に値すべきか。

(四) 役員選舉事務不法執行

昭和九年一月二十五日定期總會に於て、役員(理事監事評議員)改選の選舉事務執行の爲め、既に昭和八年十月以來選舉立會人を選定任命して、尾崎常務理事以下と協力選舉事務を開始せり。

然るに尾崎常務理事は昭和六年一月就任以來、批政と會計狀態の亂脈補填と、地位固守との目的の爲め、昭和八年に於て選舉規則を改正し、自家藥籠中の人物を以て